

りそな年金研究所

りそな年金トピックス



《厚生年金基金関係》

2016年3月24日

解散・代行返上認可後の最低責任準備金相当額の納付について

2016（平成28）年3月22日付で通知「厚生年金基金の解散又は代行返上（過去返上）の認可後の責任準備金相当額の納付について（年企発 0322 第1号）」が発出されましたので、その概要についてご案内いたします。

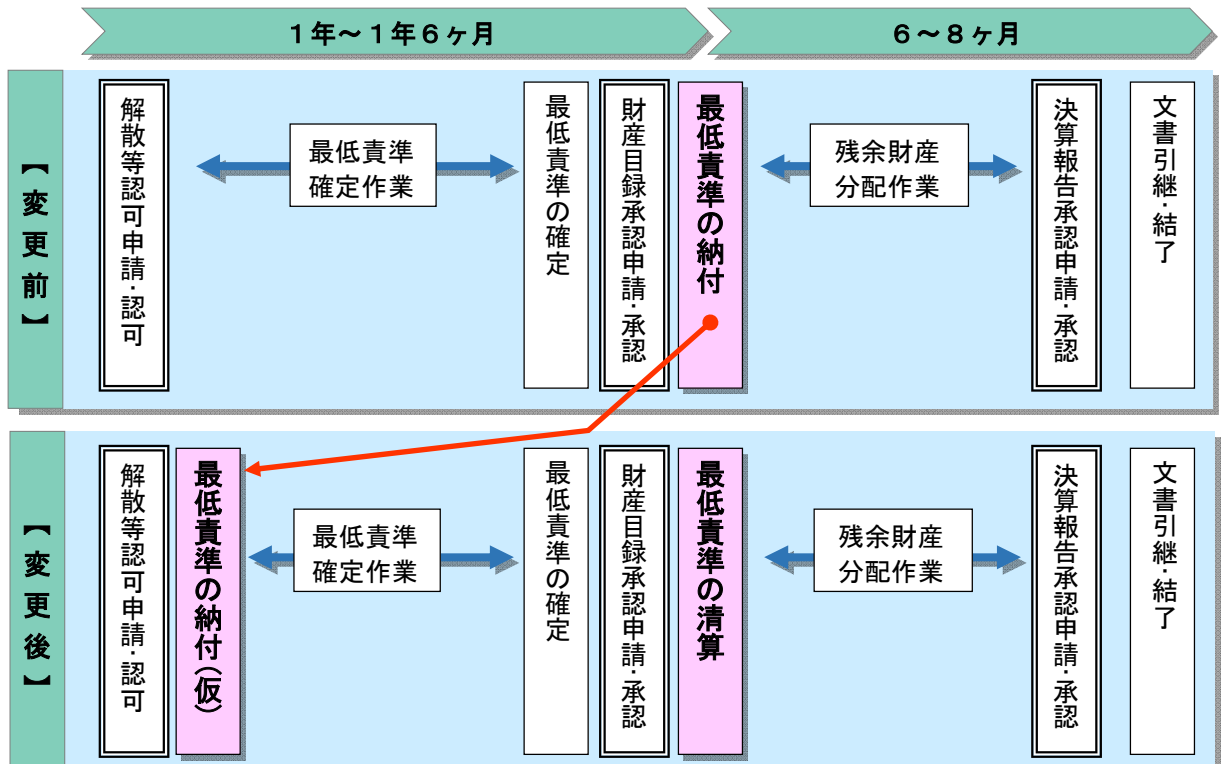
記

＜今般発出された通知＞

- ・厚生年金基金の解散又は代行返上（過去返上）の認可後の責任準備金相当額の納付について（平成28年3月22日年企発 0322 第1号）

1. 改正の概要

- ・解散および代行返上（以下「解散等」）に伴い国へ納付する最低責任準備金の納付時期が、徴収の迅速化の観点より「財産目録の承認申請の承認後」から「**解散等認可後速やかに**」に変更となりました。
- ・これにより、従来は最低責任準備金の確定後に1回で納付していたものが、「認可後未確定額で仮納付」および「確定後に最終清算」の2段階での支払いに変更となります。



2. 具体的取扱い

- ・解散等の認可後、解散認可日時点の「最低責任準備金額の報告書」を厚生労働大臣宛に提出します。
- ・当該報告書の提出から概ね1か月で、国より最低責任準備金の納入告知書が発行されます。
- ・財産目録等の承認により、最低責任準備金が確定した時点で、納付額の清算を行います（追加徴収または還付）。

報告書	・厚生年金基金の解散（または代行返上（過去返上））の認可に伴う責任準備金相当額の報告について ・責任準備金相当額の納付に関する書類	
報告時期	解散等認可後から財産目録等の承認申請までの間	
徴収額	通常解散・返上	解散等認可日時点の最低責任準備金 ^{※1}
	納付猶予特例	解散等認可日時点の最低責任準備金 ^{※1} または年金給付等積立金 ^{※2} のいずれか小さい額
	納付額特例のみ	解散等認可日時点の減額最低責任準備金 ^{※1}
添付書類	通常解散・返上	様式第3号（最低責任準備金の総括表）
	納付額特例	様式第6号（減額最低責任準備金の額及び算出基礎を示した書類） 様式第1号（年金経理の財産目録）および根拠書類 ^{※3}
	納付猶予特例	様式第3号（最低責任準備金の総括表） 様式第1号（年金経理の財産目録）および根拠書類 ^{※3}

※1：前納済額は除く。また、給付等支出に関しては、報告書の作成時において想定できる今後の支払額を含めること。

※2：未収掛金等は本件申出後1か月以内に確実に回収できる額を計上し、流動負債および支払備金については今後支払の可能性のある額を計上する。

※3：金融機関の残高証明、未払金明細書等。

3. 施行期日

2016年3月22日より施行（既に解散等認可済先の取扱い（本件申請が任意かどうか）等については、信託協会より厚生労働省に確認中です）。

<ご参考資料>

厚生年金基金の解散又は代行返上（過去返上）の認可後の責任準備金相当額の納付について（平成28年3月22日年企発0322第1号） ⇒ 次ページ以降ご参照

以上